

佐々木委員

21 ページのスマートエネルギー構想の推進のところから質問させていただきたいと思います。

まずはじめに、この施策、様々ありますが、私、個人的な意見としまして、スマートエネルギー構想も、創エネ、省エネ、蓄エネと組み合わせていくということが大きな目標となっているわけですが、やはり県民が一番取り組みやすいのは省エネだと思うんです。省エネをセットでやっていくという構想なのに、環境農政局からエネルギー部門だけ産業労働局に来たというところが、まず、私は納得いかないわけです。地球温暖化対策という意味では、環境農政局とセットでやった方がいいと思うんですが、現場の県民や中小企業の社長さんなどはそんなの関係ないんです。創エネ、省エネ、蓄エネと、セットでいろいろな話を持っていった方が、受け入れやすいと思うし、それが本来じゃないでしょうか。創エネで走ってきたわけですけれども、省エネをやはり推進していくというのが本来の行政の立場だと、そういうことだけ最初に申し上げて、質問に入りたいと思います。

確認の意味で、その分けた経緯について、成長産業としてエネルギーというものが出てきたから、産業労働部門の方がいいだろうということなのかもしれないし、省エネは地球温暖化という角度からすると環境農政局に残しておくというような感じなのかなと思うんですけれども、その辺をお答えいただけますか。

産業労働局管理担当課長

今回、組織再編に当たりまして、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入促進、あるいは電気自動車の普及など蓄エネの推進、技術の向上などにつきまして、産業政策の一環として強力に推進していきたい、こういう必要性を考えました上で、環境農政局にありましたエネルギー部門を産業労働局に移管いたしました。これによりまして、創エネ、蓄エネの取組に加えまして、エネルギー関連企業の誘致や新たな成長が期待される分野への中小企業の参入の促進などに取り組みまして、県内産業の活性化につなげるということを目指したものでございます。

一方で、省エネの主要な取組でございます地球温暖化対策につきましては、CO<sub>2</sub>排出量削減対策など、環境面での取組が重要であるということから、引き続き環境農政局で担う、そういう役割分担をさせていただいたところでございます。

佐々木委員

模範的な回答であると思っておりますけれども、そうではないと言っているわけです。県民は、また中小企業は、要するに、こういういろいろな施策をもっていく中で、省エネとセットで話していった方が、一緒だった方がよかったのではないのかと私は思っているということで質問しているわけです。そういう模範的な回答で結構なんですけれども、現場はそうではない、セットでやっていった方がいいということ、是非お聞きいれたい、こう思います。

中小企業の創エネの推進について伺っていきます。

10 キロワット以上の太陽光発電設備は、固定価格買取制度で全量買取が適用されて、買取期間も 20 年ということで、一般的には初期投資の費用を回収しているというようなことになっているわけなんだけれども、現場に行ってみると、初期投資費用が負担できないというようなことで進まないんですね。補助制度がないのは分かっているんですけども、中小企業の人に周知していく中で、県として支援してこういうのができたというような、良い事例だとか、支援の方策というのはないか、最初にお聞きします。

金融課長

中小企業に対する支援といたしましては、中小企業制度融資を活用いたしましたソーラー発電等促進融資がございます。これは、ソーラーパネル及びその付帯設備、これらと同時に設置する蓄電池、あるいは省エネ設備を対象としたものでございまして、融資限度額は 1,500 万円、融資利率は 1.8%以内となっております。なお、この融資資金以外の制度融資につきましても、設備資金としてソーラーパネル等の導入資金も融資対象となっているところでございます。

佐々木委員

それは良い制度だと思うんですけども、その他に中小企業が使えるようなメニューというのはないんでしょうか。

地域エネルギー課長

これは環境省の制度でございましてけれども、再生可能エネルギー設備をリースで導入した場合に、リース料総額の 3%から 5%を補助するエコリース制度というものが、国の方で用意されております。この制度を使えば、資金面に課題がある中小企業でも、初期費用に負担がないリースによりまして設備を導入しやすくなるものと考えております。

また、初期費用を工面するための制度ではございませんけれども、再生可能エネルギー設備ですとか、高効率の省エネ設備、こういうものを取得した場合には、グリーン投資減税という制度が適用されまして、取得額の 30%を限度とする特別償却若しくは基準取得価格の 7%の税額控除、これを選択することができるようになっております。加えて、平成 26 年度まででございましてけれども、10 キロワット以上の太陽光発電設備で固定価格買取制度の設備認定を受けたものについては、100%の初年度の即時償却、これが可能となっております。

佐々木委員

そういう制度があるというのを、中小企業の皆さんは知らないんですね。そういうことまで踏み込んで、産業労働局として、中小企業なんか知らしめていくことが絶対大事だと思うので、様々現場を回ってくださっているとお聞きしているので、いろいろな中小企業の社長さん、経営者とお会いする機会が多いと思うんですけども、そういう講演とか講師を依頼されるような場合、そういうこともセットで話しているのでしょうか。

地域エネルギー課長

やはりそういったことをお話し差し上げた方が、太陽光発電設備等々の設置に積極的に動いていただけるということもございますので、説明の機会を与えていただいたときには、今、お話しいたしました制度融資ですとか国の支援策、グリーン投資減税も含めまして御説明差し上げるようにしております。

佐々木委員

太陽光パネルを推進した当初、元がとれるかどうかというのに走っていった感じが、私はすごくして、環境農政局からエネルギー部門が産業労働局に来たわけなんですけれども、太陽光発電の設備を設置する場合、元がとれるかどうかということに目が向いてしまうと、私は、本来のやるべき県民の取組が少し偏るのではないかという気がすごくして、地球環境の保全とか、そういう角度の話をセットでしていくべきなんです。それは環境農政局の話だから、私たちはエネルギーの部や課だから違うと、そういうことでは絶対いけないと思うんです。

そういうことも踏まえて、県民にとっては、最初に申し上げたように、中小企業の経営者や県民の皆様は、そういうことをトータルとして教えてもらわないと、そういうことが全体的な感覚にならないと思うので、そういう環境面での社会的貢献も推進していくという角度とセットで話していただきたいと思うんですけれども、その辺はしているんでしょうか。

地域エネルギー課長

委員のお話にございましたとおり、最近では太陽光発電を入れるというと、元がとれるかとれないかといったような話題がどうもクローズアップされがちでございますけれども、実際に太陽光発電の設備を導入した企業からお話をお伺いしますと、発電事業で利益を得るということもございますけれども、環境面での社会貢献というのを、これを重視しましたと、こういうお話を頂くことが多いと感じております。そこで、説明の際には、CO2削減にも資するクリーンエネルギーであることも併せて説明いたしまして、子供や孫の次世代のために良好な地球環境を残せる、地球環境づくりに貢献できるチャンスなんですということも併せてPRさせていただいております。

また、太陽光発電設備を設置すると、これは地球環境という大きい話ではございませんけれども、屋根面の遮熱効果もありまして、実は省エネにも役立つんですと、こういうような話も併せて説明させていただいております。

佐々木委員

そういう形で説明していただくのが一番良いと思うんですね。太陽光発電のメリットをどんどん伝えていくというのは非常に良いことでありますし、重要なことなんですけれども、設置するかしないかと判断するのは、経営者なので、そういう方々に丁寧に選択する幅を広げて、エネルギーの創出とそれから環境面、セットでそういうことを説明していただければと思います。

そういう意味では、私も地域で工業団地とか商工会議所の幹部の方とお話しする機会もありますし、紹介して、課長に来てもらいたいと思っていますけれども、

どんどんそういうときに、そういうのをトータルとして説明していく方が、本当に県は大きな立場でエネルギーも環境もやっているということだと思うので、そういうところに積極的に、今後周知していただきたいと思います。

そういうことをしていただきたいと思うのがかかということと、それから、クロス・ファンクショナルとして、産業労働局は省エネの方もやはりやっていくんだという意識で、予算はこっちに出ないかもしれないけれども、情報としてはセットなので、そういう意識でやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。  
地域エネルギー課長

まず、経営者の方等々への説明という点でございますけれども、先ほど来申し上げました、固定価格買取制度で元がとれますというようなお話だけではなくて、例えば、環境面での貢献ですとか、そういうのを設置するに当たっての県の制度だけではなくて、国の支援制度、それから県の中でも私ども地域エネルギー課が持っているものだけを説明するのではなくて、他の課との連携とか、そういったことをしっかり説明させていただいて、それで太陽光発電等々、創エネに対して御理解いただけるような機会を頂けるのであれば、大変有り難い話であって、どんどんと外に出て説明してまいりたいと考えております。

その際には、クロス・ファンクショナルというお話もございましたけれども、委員お話しのとおり、創エネ、省エネ、蓄エネというのは全く切り離せない問題でございます。実際に説明に伺った際にも、やはり創エネというのはちょっとお金もかかるので、省エネの話も聞きたいんだというふうに言われることが確かに多々ございます。ですから、環境農政局とは歩調を合わせて、環境農政局で出しているチラシですとか、そういうものも一緒にお持ちして、これまでも併せて説明するようにしてまいりましたけれども、これからも、より一層連携を強めまして、省エネについても、機会を頂ければまとめて説明していきたい、こういうふうに思っております。

佐々木委員

エコリース制度だとか、グリーン投資減税だとか、そういうことも踏まえた上で、全体的な話を経営者にしていくメリット、すごく効果的だと思います。中小企業の人たちは全然そういうことを知らないです。ネットで見れば発信しているだとか、経済産業省や様々なところ、エネルギー庁など、そういうところのインターネットで見れば書いてあるではなくて、どんどんもっと積極的にそういうところに足を運んでいただいて、今よりもっと、10倍ぐらい外へ出ていただいて、現場でそういうPRをしていただきたい。また、外に出ることを抑止しないように、幹部の皆さんにお願いしたいと思いますが、部長、いかがですか。

産業・エネルギー部長

今、委員からお話があったので、創エネ、蓄エネとそれから省エネと、こういう形で分かれてしまっているのではないかとのお話でございます。私どもといたしましては、いわゆるスマートエネルギー構想、これ自体は私ども産業労働局の方できちんと進めていくという考えを持ってございます。今、委員からお話が

ございました一つには、中小企業の皆さん、特に今、非常に厳しい状況の中で、こういったエネルギー関係の取組になかなか着手していただけないということもあろうかと思えます。ただ、そういうときに、単にネットに載っているということだけではなくて、実際にいろいろなお集まり等に私どもの方として積極的に出向いて行って御説明させていただく、こういうことが一番着実に大事なことになるだろうなというふうに思っております。

また、私ども、施策面につきましても、単にエネルギー部門が産業労働局に来たというだけではなくて、むしろ産業部門とどういう形で融合していくのかといったようなことを、これからもきちんと考える、中小企業の技術力の向上だとか、あるいは創エネ、省エネといった取組につながっていくような、そういったような形で今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

佐々木委員

おっしゃるとおり、そういうふうに取り組んでいただくことが、私は、県民にとって、県民目線でやっていくことになると思えますので、自分たちが与えられた部署で、与えられたミッションを達成していくということが大事なのではなくて、県民のためにやっていくというのが大事なので、その辺の観点を忘れないで取り組んでいただければというように思います。

続きまして、さがみロボット産業特区について幾つか質問させていただきたいと思えます。

県もこれまでいろいろ実証実験とか、試験的な事業を様々展開してきたと思うんですけども、今回の公募している事業は、前にやっていたことと比べてどのような特徴があるのか、最初にお伺いします。

産業振興課長

これまでは県が主体となりまして、県域の企業から実証実験を行いたいというところを募りまして、県内全域で実証実験を行ってまいりました。また、一定の費用的な支援も行ってまいりましたが、その対象は、実証に係る部分だけではなくて、その後の開業に係る部分についても支援してきたところでございます。

今回はさがみロボット産業特区の取組として位置付けましたので、事業主体といたしましては、その総合特区の地域協議会が主となります。募集につきましては、県内にとどまらず全国から募集させていただくという形で、非常に大きな動きにしていきたいなど、実証場所については、基本的にさがみロボット産業特区のエリアの中で実証を行って実用化につなげていくという形を考えております。また、費用面につきましては、企業との役割分担を明確にいたしまして、私ども、費用というところ以上に、企業の希望を聞いていますと、実証場所を公が中心となって確保すること、それから、実際に実証の場で必要となるモニターの方々も我々が手配といいますか、お願いしていくというような環境整備に力を入れていくような、そういう形に変えさせていただいております。

佐々木委員

中小企業に限らず、実証実験の場所を確保するというのは、非常に大変だと、

大企業でも難しいと言われているわけですがけれども、この実証を行う生活支援ロボットの特徵とかに合わせて、きめ細かく対応していくということが非常に大事だと思うんです。実際、実証実験の場所を確保していくための仕組みとか体制とか、その事業はどうやって進めていくのか、具体的にお話しできることがあるでしょうか。

産業振興課長

ただいま実証実験を行いたいという企業を公募しておりますが、あわせて、どのようなロボットの实証実験が持ち込まれても対応できるように、様々な実証ができるような施設について、私どもの方で掘り起こしを行い、地元の市町と一緒に、例えば民間施設も含めて協力の要請に回らせていただいているという状況でございます。

私ども、地域協議会の中ですと、かなりメンバーが今増えておりますので、そういった中で機動的に対応できるように、実証の部会を設けました。そのメンバーに商工会議所や商工会も入っておりますけれども、そういったところも協力いただきながら、地元でこういったロボットであればこういった場所で実証ができるというような情報をつかんで、そういったところをお願いに回っていくという状況でございます。

今後、募集が終わりまして、一定の企業の計画を採択させていただいた後に、実際にその企業と、こういった実証実験をやるのが一番良いのかというようなお話し合いをさせていただいて、それに合ったような実証場所について、私どもが中心となって紹介していく場をつくっていくという形で進めてまいりたいと思っております。

佐々木委員

うちの会派でも代表、一般質問で取り上げて、実証実験とか普及啓発の質問をさせていただきましたが、知事が、民間施設等の活用、それに加えて、民間との協働による実証実験施設の整備を検討していく、こういう答弁があったわけです。そういうことは様々これから整備していくことなんでしょうけれども、今の時点で結構なんですけど、どういうイメージなのか、分かりやすいようなイメージが言えればお聞きしたい。

産業振興課長

まだこれからの検討にはなりますけれども、県の方でどういう施設が提供できるかというふうに考えますと、例えば、高校の統廃合等で現在未利用校になっているようなところ、あるいは県有施設等で現在使われていないようなところについて、そういう土地でありますとか、学校ですとプールなんかもありますし、建物も残っているというケースもございます。そういった場所を活用しながら、その上物として実証施設を民間に造っていただくとか、そういうような形で協働していくことができないかということを中心に、今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

佐々木委員

産業技術センターの役割というのは非常に大きいと思いますし、その職員の皆様が必死になって、今、県内を駆け回って、様々な大企業、中小企業の皆さんにお願いしたり、情報を得ているとお聞きしています。私も、実際、横浜市内の建設関係の大きな技術センターに会派で行ったときにも、産業技術センターの方々も来てお話を伺っていったというのもあって、非常によく動いて頑張っているのではないかと思います。

そういうことも含めて、産業技術センターの役割はすごく大きいのではないかと考えていて、そういう中で、県内には有効な最高峰の国の施設なんかもあります。相模原の中央区なんかでも J A X A があって、航空宇宙工学というのは本当に深い、また幅広いものであるんですが、J A X A なんかはもっと有効活用をしていくべきだと思うんですが、その辺はいかがですか。

産業振興課長

J A X A につきましては、私どもの地域協議会の方に、これまでオブザーバーとして参加していただいておりますが、現在、正式なメンバーとなる方向で調整していただいております。その中で、J A X A との連携でございますけれども、例えば共同で研究開発していった場合には、J A X A 中の施設についても、様々な実証環境がございますので、そういったところを提供していただけるという話にはなっております。また、委員御紹介のとおり、様々な限界環境的なところでのノウハウも J A X A の方にございますので、そういった観点から、実証実験を他で行う場合にも、アドバイスが頂けるものというふうに考えております。

さらに、先ほど御答弁いたしましたけれども、新たに民間と実証場所を造っていくというような検討をする際に、現在も J A X A の中ではやぶさの開発に携わられた教授をはじめといたしまして、様々なアドバイスを頂いているところでありまして、今後もそういった御助言等を頂きながら進めてまいりたいというふうに考えております。

佐々木委員

現場では、地域の方々に聞くと、規制緩和が外れないので、みんな国から断られてしまったのではないかと、これはなかなか進まないのではないかと、そう思っている人もいますね。そういう意味からすると、地域の盛り上がりというか、市民発というか、市民が協働して行政がバックアップしながら、地域全体としてロボット産業特区を盛り上げていかなければいけないのではないかと、国と県の行政間の問題だけではなくて、地域からこれをやっていくんだという強い意志が湧き上がってくるような取組をしていくことが、私は大事だと思っています。

そういう意味で、イベント等もやっていらっしゃるようで、知事が厚木の J C の要請によって、子供たちに対して非常に良いプレゼンテーションというか、きずなを深めるようなイベントをやって大成功だったと課長から聞きましたけれども、そういうトップセールスというか、トップの知事がどんどん盛り上げていくというのは非常に大事、と同時に、地域での盛り上がり、地域の住民の皆様、そ

れから企業、団体も含めて盛り上げていくことが大事だということを、私は思っています。

そういう意味では、将来、どの段階でやるか分かりませんが、例えばロボットサミットみたいなのを地域で、ロボット産業特区サミットでもいいし、ロボット産業実証実験サミットでもいいし、その地域でそういうサミット的なものを展開していく、それは様々な、行政も地域も企業も団体も含めて、そういう大きな組織になってやっていくということが大事だというふうに思っています。

そういうことも踏まえて、地域から湧き上がってくるような盛り上がりについて、今、9市2町のイベントでロボット体験の実施とか、そういうことはどんどんやってもらっていいと思うのですが、もっと総ぐるみで協働して、市民、県民とやっていくような、そういうことに持っていくべきだと思っているんですが、その辺について答弁頂けますか。

#### 産業振興課長

委員から御紹介いただきましたように、今年は、まず多くの方々にこの特区あるいは生活支援ロボットを知っていただくために、草の根的に市町のイベント等に積極的に関わっていく、あるいは、外から持ち込まれました講演とか展示の依頼、そういったものについても積極的に受けていくという形で進めさせていただいておりますけれども、やはりどこかの段階で大きなうねりになるような、ただ今、サミットというお話も頂きましたけれども、私どもの地域協議会は、正しく各市町の市長をはじめ、各企業の代表の方等も多く参加されておりますので、そういったところを生かしながら、大きなうねりがつくっていくようなイメージ戦略、普及啓発、そういったところも含めて、今後、検討してまいりたいと考えております。

#### 佐々木委員

その上で、県の役割としては、課長なんかも様々現場に出てくださいって、いろいろな説明をし始めてくださっているようなんですけども、今はそういうことに意識がある人だけが、いろいろなつてでというか、勘の良い人が申し込んできているようですが、そういう意味では、例えばロボット特区に関する講師招へい申込書なんていうのを県のホームページで立ち上げて、いつでもそういう講師をお受けできますとか、もちろん市町村、9市2町とも連携をとっていただいてやっていかなければいけないことだとは思いますが、県が全部できるとは思えないんですが、9市2町とよく連携をとって、他市でもいいですけども、ロボットに関する普及啓発のイベント、講師招へいとか、そういうものを受ける体制づくりをもうちょっときっちりとしていく、今の来たものだけ頑張っていこうというのではなくて、もっと門戸を広げて、ウエルカムという姿勢を示していくことも大事だと思うんですが、そこを最後にお聞きします。

#### 産業振興課長

委員御指摘のとおり、これから先、幅広くウエルカムというようなところを示していくことは大事だというふうに考えております。現在、私どもの方に御依頼



いただいているところは、多くが、これまで県と何かしらのつながりがあった。それ以外のところからも持ち込まれておりますが、まだまだこれから増やしていく必要があるだろうというふうに考えております。そういった中で、今、さがみロボット産業特区のホームページを分かりやすく親しみやすい形で作り直しを行っておりますけれども、そういった中で、地元からの要請があれば受けていきますというようなところは、姿勢として示させていただいて、それへの対応については、全てを県が対応するというのではなくて、地元市町でありますとか、企業でありますとか、そういった地域協議会の方々と連携、協力しながら、総ぐるみで対応していくような、そういう体制も併せてつくりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

佐々木委員

要望ですけれども、そのとおりにやっていただいて、地域から、ロボット産業特区をやっていくんだという盛り上がりを示すためにも、県は受入れの門戸を開いて、そういう体制づくりをしていただきたいのと、ロボットサミットみたいな、そういうものを将来大きく打ち上げて、地域中心にやれば良いなと思っておりますので、要望として申し述べさせていただきたいというふうに思います。

笹子トンネルの崩落事故がありました。これからのインフラ整備についてですが、新規のいろいろな、例えば縦貫道だとか、それからリニア中央新幹線なんかの新しいものも出てきているんですけども、既存の老朽化してくるインフラなんかを整えていくのに、今、国もいろいろな予算をつけて現場に下りてきていますけれども、これから予算をとっていくと思いますが、大きな予算がついたときの担い手がいないんです。そういう建築、土木現場なんかでは、低廉な賃金と苛酷な労働ということで若者も集まらない。

そういうことで、公契約条例というのは、ある意味メリットがあるかもしれないけれども、現場の経営者、事業者については、公契約条例については、ベテランの職人さんみたいな能力の高い人と、新人の本当に入ってきたばかり、これから仕事を覚えようとする人もいますから、その線引きが低かったら、労働者のモチベーションも非常に下がってしまうということもあるので、公契約条例の制定の有無について、様々議員各位が研究会を立ち上げてやっていらっしゃると思うんですが、労使両方の側に立って、様々な意見を聞いてからいろいろなものを進めていくべきだと、こういうふうに私は思っていますが、それについて答弁願いたいと思います。

労政福祉課長

公契約条例についてでございますけれども、昨年度、職員の研究会というのを1年間行っておりまして、その結果といたしましては、今後ともまだまだ賃金水準でありますとか、あるいは市町村への影響、民間の事業者団体、労働団体の隔たりが大きいということで、意見調整が不可欠ということで、結論としては、引き続き検討していく必要があるだろうということです。こうした課題の解決を図るために、調査、研究を継続して行うということで、今年度は学識者、事業者団

体、労働者団体による意見調整の場として、公契約に関する協議会、これは仮称でございますけれども、というのを設置することといたしまして、7月中に第1回を開催する予定でございます。現在、委員の選任を行っているという状況でございます。

したがいまして、県といたしましては、その協議会の運営に際しまして様々な情報を提供する、今後、より詳細に賃金実態調査、また先行自治体への運用状況調査などを実施し、協議会で十分な議論がでるよう、しっかりと情報を提供する準備をしていくと考えております。また、協議会の結論は、来年3月ぐらいまでには報告書として取りまとめる予定でございますので、それを踏まえて、県としてどういうふうにしていくか、また考えていくことになろうかと思っております。

佐々木委員

要望で終わりますけれども、若い人が今、20代では年収200万円だとか、30代300万円だとか、賃金についても非常に厳しい状況があるという中で、給与を安定していくという意味ではメリットがあるかもしれませんが、その逆のデメリットもあるし、社会保障費の担い手が少なくなっているとか、事業継承、技術の継承だとかもあるし、様々な問題がある中で、公契約条例については、制定ありきではなくて、様々な角度から平等に見て、やる方が良いのかどうかということ、若者の雇用とかも考えながらもやっていただきたいことをお願いして、質問を終わります。